

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

景観とは、単に私たちの目に入る周辺の状況だけでなく、地域の歴史や先人たちの生活が長い年月の中で積み重なって形成されたものであり、地域の文化そのものの姿です。私たちは、景観を通じて、地域の文化に触れ、そこに魅力を見出すことで、自らが暮らす地域社会への誇りや愛着を深めることができます。一方、地域を訪れる人々にとっては、景観はその地域のイメージや印象を形作る上で最も重要な要素となるものです。

近年、景観の価値と重要性が見直され、景観への関心が次第に高まってきたことから、一部の地方自治体では地域住民の要望に応え、自主的な景観条例を制定するなど、整備・保全の取組が次第に行われてきました。

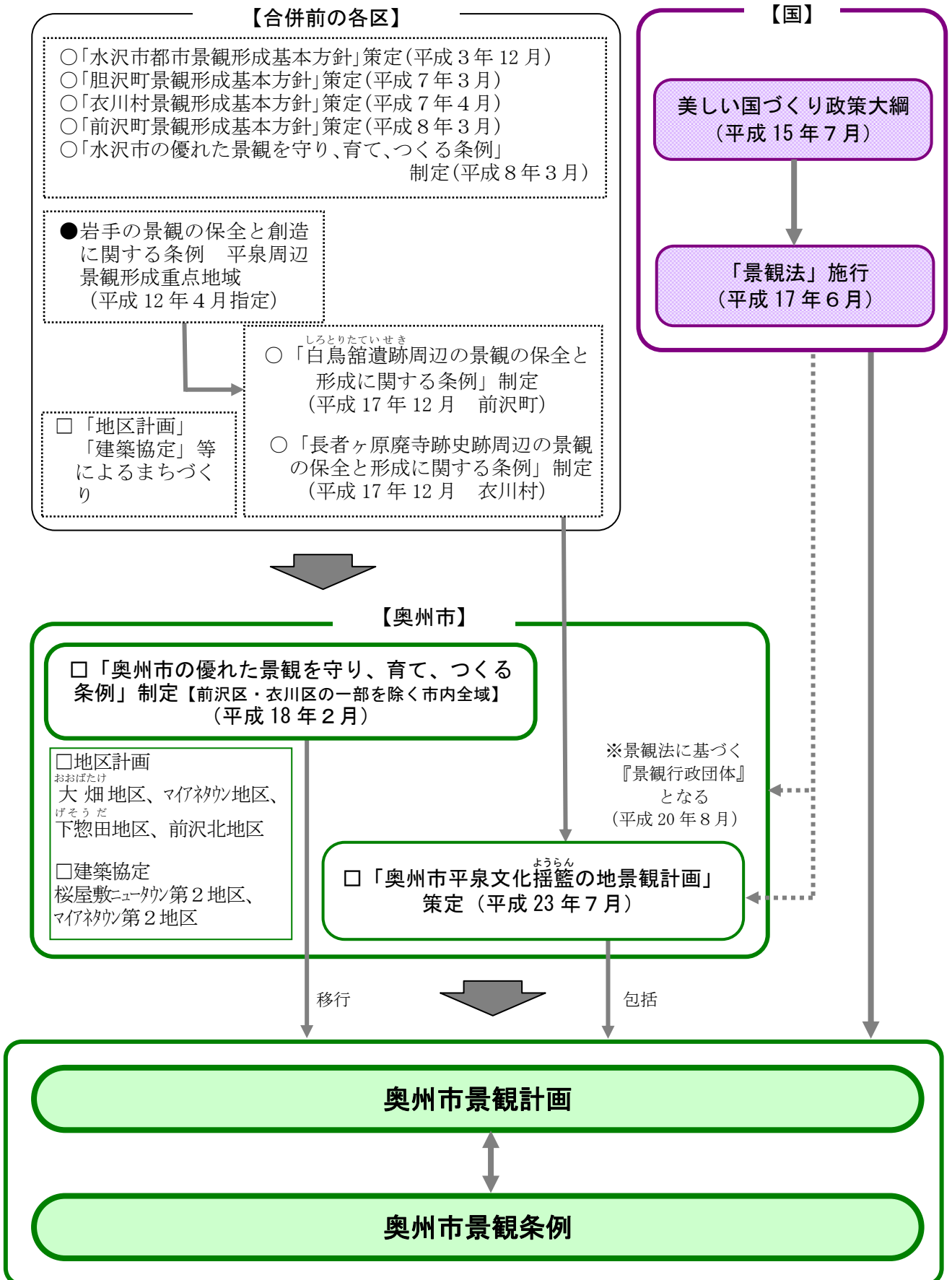
国においても、良好な景観の保全と形成を促進するための法整備の機運が高まり、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、平成16年6月に「景観法」を制定、平成17年6月に施行されました。

奥州市においては、これまで合併前の各区においても景観に関する自主的な計画や条例、地区計画、建築協定等によって、各区の特性に応じた景観形成を図り、景観まちづくりを進めてきました。

平成18年2月に「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」を制定し、親しみと愛着と誇りの持てる郷土の建設と健康で文化的な市民生活の向上に資することを目的として、景観まちづくりに取り組んでいます。

特に、優れた暮らしの風景や自然景観、重要な歴史・文化的背景を持つ「^{しろとりたて}白鳥館遺跡及び^{ちようじゃがはらはいじあと}長者ヶ原廃寺跡史跡周辺地域」については、平成12年に県の重点地域に指定され、その後、自主条例を定めて景観形成に取り組んできました。平成20年8月には景観行政団体となり、市全域を対象とした景観計画に先立って、景観法に基づく『奥州市平泉文化^{ようらん}揺籃の地景観計画』を平成23年7月に策定し、景観まちづくりを進めてきました。

[計画策定の背景図]



2 計画策定の目的

本計画は、地域固有の文化である景観を「保全」するだけでなく、市民に広く愛される景観として「新たな価値を創出」し、市民と行政の協働のもと、地域の活性化や産業の振興を図ることを目的としており、景観法第8条に基づく本市における良好な景観の形成に関する総合的な指針となるものです。

「奥州市総合計画」や「奥州市都市計画マスタープラン」等の部門別計画と整合を図り定めます。

3 景観計画の区域

奥州市として、本市の特徴である農村景観や自然景観を一体的に保全し、まとまりをもった景観を形成していくためには、規制が緩い都市計画区域外も含め、市全域で統一された景観形成のルールを決める必要があります。

そのため、市全域を景観計画区域と設定して本景観計画を策定し、すべての市民がふるさとの景観を心に描き、市民、事業者、行政が協働で景観まちづくりをすすめる意識を醸成していくための指針とします。

景観計画区域：市全域

